

# 令和3年第8回(12月)佐渡市議会定例会会議録(第6号)

令和3年12月17日(金曜日)

## 議事日程(第6号)

令和3年12月17日(金)午前10時00分開議

第1 議案第138号

第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第138号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(20名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	近藤和義君
20番	坂下善英君	21番	佐藤孝君

## 欠席議員(1名)

14番 駒形信雄君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	子ども若者課	市橋法子君
教育総務課長	坂田和三君		

---

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	庶務係長	松	塚	洋	樹	君	
議事調査係長	数	馬	慎	司	君	議事調査係	余	湖	巳	和	寿	君

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。  
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。昨日議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期日程の変更について協議をしましたので報告します。

執行部より令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）を追加提案したい旨の申出があり、議会運営委員会で協議した結果、これを了承しました。このことにより、今期定例会の会期日程が変更となります。

お手元に配付した会期日程表を御覧ください。本日は私の報告の後、追加議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。その後常任委員会を開催し、先議案件の審査を行います。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。なお、再開時間は常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。再開後は、常任委員会報告及び採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

---

日程第1 議案第138号

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、議案第138号についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3億1,586万7,000円を追加するものです。補正内容は、国の経済対策を受け、子育て世帯への支援策として実施する18歳以下の児童1人当たり10万円の臨時特別給付金について、予算計上済みの現金給付5万円に加え、残りの5万円を合わせ、現金10万円を一括給付する経費を増額計上し、歳入では国庫支出金を増額計上するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより質疑に入ります。

議案第138号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）についての質疑を許します。本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） では、市長にお尋ねします。

この給付金につきましては、今テレビ等で、国会で様々な議論や騒がれている案件であると思います。それを10万円の現金で一括ということですが、その決定に至った要因は何なのかということと、その財源についてどのような財源からか、市民からの要望があったのかどうか、その3点についてお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、5万円、5万円という給付の仕方、やはりしかもかなり数か月空いての給付ということで、この制度設計自体に私自身は少しどのような形が対応できるのかというふうには考えておったところでございます。また、3月頃のクーポンについては、現実的にはお子様の翌年度の支払い、準備というのは1月、2月から始まるわけでございますので、若干遅いのではないかという疑念も持っておったところの中、国のほうで、現金給付で構わないという方向から一括給付でもいいという方向が出たということで、市民の皆様が一番使いやすい方法ということで考えた場合に、やはり一括給付のほうが適正だろうという判断をさせていただいたというところでございます。

歳入につきましては、実は明確に予算委員会でこういう形で動くというのは私自身もまれといいますか、多分初めての経験だというふうに思っております。こういう形の中でしたので、まず財源の確保がどのような形になるのか、これはすなわち今衆議院を通過している補正予算、これの扱いをどうしていくのかというところで国の要綱がしっかり出てくるというところで、国の交付金がきちんと財源が取れるということをしかりと確保して取り組んでまいりたいというところで判断をしておったところでございます。

市民の皆様からは、担当のほうにはやはり現金のほうが使いやすいというお声をいただいていたというところがございますので、私自身は予算の担保ができれば年内一括給付で払いたい。もしできなくても、12月に5万円、1月早々に5万円を現金で払いたいというふうに考えておりましたが、予算の確保ができたということで一括給付10万円ということのめどがついたというところがございますので、今回議会のほうに急をお願いをして追加上程をさせていただいたというところがございます。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） それでは、もう2つばかりお聞かせいただきたいと思っております。

他市の中では、いわゆる所得制限を設けないで給付するということがあるようでございますが、佐渡市においては所得制限のかかる人数は約2%強ぐらいですか、2%とお伺いしておりますが、その方々にも所得制限を設けないで給付してはどうかというような私は思っていますが、その辺についてどういうふうにお考えだったのかということと、それからもう一つは、この給付金はコロナで収入減少等々、子育て世帯の生活を助けるという意味合いでの給付ということと経済対策という2点の目的があったかというふうに思います。いわゆる経済対策、地元の経済を回す方法としては、やはり商品券で地元限定というような形での経済対策のほうが有効だと思いますが、その辺についていかがお考えだったのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 所得制限につきましては、新潟県内では1町で行うということで、残りを行わないという現状であるというところがございます。私自身の判断としましては、基本的には国の制度で行う場合は、私は国の制度で行うのが通常だというふうに思っております。今回のみ、そんなに大きく国の要綱

を変えながら市の単独費で用意をするというのは、今後の国の経済対策と併せ考えたときも、私は市町村の対応として私個人の考えでは決して合理的ではないと思っておりますので、基本的なルールの中でどのような形ができるのかということを考えていく。そして、一般財源につきましては本当に困った場合にいつでも出せるようにしていかなければいけないということではございますので、私自身は一定程度の所得制限という国の基準自体は仕方がないというふうに判断をしているところでございます。

また、目的につきましては今回2回に分ける国が示したやり方も含めて、このやり方をした形でかなり目的が不明瞭になっているというふうに制度としては考えております。そういう点で私は2回に分けて、大きく期間が空いた2回の形というのは少し不合理があるのではないかと考えていたというところでございます。ですから、本来であると5万円2回よりも経済対策として考えた場合には、大きな金額を1回お渡ししたほうがやっぱり使いやすいというところはあるだろうと考えています。ただ、現金とクーポンで考えたときには、当然クーポンのほうが地域経済における役割、効果は高いだろうというふうにも考えておるところでございますが、今回の場合はあくまでも子育てが目的というところで、目的もかなり狭い範囲でございますので、そこに使いやすい形ということでは現金ということでは早急に、しかも年内にということでご支援をしたいというところで考えたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今質疑があったように、市民の方も非常に関心が高いので、あえて聞きます。市民厚生常任委員会にやると、原案のとおり可決されましたとしか返ってこないもので、我々もよく中身が分からないものですから、改めてお伺いをしたいのですが、前回と今回の対象者で先ほど2%ぐらいが漏れるというのは前回は話がありましたが、対象者が一体何人、何世帯になるのか教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、前回の手続との関係です。前回配って行っているわけですよね。今回どういうふうにするのか。ニュースでやっているから関心のある人は見えても、でも非常に分かりにくいし、煩雑だと、どうするのかということが2点目です。

3点目は、前回も一応予算が決まっていなくても、国庫支出金が来るという形、今回もそういう形のただけけれども、まだ予算は通っていないですね、国。非常に異例、財政規律上も非常におかしい。これもまた国の今の政権に問題があるのだけれども、それはともかくとして、前回と今回で6億円ですよ。

この6億円の金が金庫の中にあるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、対象者世帯ということではございますけれども、12月24日に支給される世帯が全部で3,268世帯を今予定しております。全数は3,469世帯ですので、24日には94.2%の世帯に支給ができるというふうに考えております。

また、ご案内でございますけれども、プッシュ型と言われる児童手当を受給されている方々に対しましては今回予算をお認めいただいた後に10万円になりますよというお知らせを周知いたします。それから、高校生のみ世帯、これは申請をいただいておりますので、決定通知の段階で10万円になりましたということをお知らせしていくという予定でございます。

それから、最後に6億円があるかということですので、今回残りの5万円分が不足するので、本日お願いをしておるところで、お認めいただいた後6億円を支出していくという形になるかと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） お答えいたします。

6億円があるかという質疑ですが、市の歳入歳出というのは、歳入というのは市税とか交付税とか、それからいろいろなお金が随時入ってきて、歳出というのは各支出に応じて払っていく中で、その中で常に歳計現金という部分があります。そこで足りるというふうに想定しております。ただ、もし足りないということになれば、現実的に見れば基金から繰替え運用して借りるとかというような手続をすることになります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると最後の、前回は国庫支出金があるという感じになっていたのではないですか。でも、国自体は通っていないではないですか。前回はどこから今言ったようなやりくりした、今の一言で言えば国から来ないけれども、今ある金をかき集めて何とか間に合わせますよという話なのだけでも、間に合うのですか。それが1つです。

2つ目は、先ほども質疑がありましたが、他の市町村は所得制限の問題や、例えば上乗せ、横出し、市長は国の制度は制度でやるべしというお話があったけれども、春先に子供の何かあったではないですか。あれなんか市単独で、市民厚生常任委員会の山田委員長が頑張って上乗せをした、横出しをしたという経過もあるのだけれども、もちろん子育ては大変なのだけれども、例えば18歳以下、高校ぐらいだけれども、大学生辺りで佐渡から大学へ行っていて、アルバイトもないような状況がやっぱり深刻だと思うのだ。そういう意味でいうと、何かその辺一工夫今回の中で制度設計してあるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、現金のほうは予算を上程する以上は、予算を通ったら払えるということはしっかりやりますので、そこは市民の皆さんもご安心いただきたいと。何としても現金をご用意して、12月24日にお支払いをしたいと考えております。

大学生の問題については、確かに本当に私どもも気になるところでございますが、今回の制度設計はあくまでも18歳ということが一つの基準になっておるわけですので、まずこれをスピーディーに通すということが私どもが一番の仕事だというふうに思っております。今後今の補正予算の中でまた様々な予算が出てくるわけでございます。そして、これが大学生の問題も、アルバイト等も少しずつ戻ってはおるのでしようが、また第6波も含みながら様々なことを考えなければいけないということになりますので、今後の国の補正予算の動向を見ながらしっかりと準備をして、必要であれば対策を取っていくという形を取りたいと考えておりますが、1点、事務的にはかなり、大学生の場合は住所があったりなかったり、大学に行っているのか、行っていないのかとか様々なことがあって、なかなかスキームとして地元の自治体、要は住んでいない、住民票がある自治体というところで考えるとなかなか難しい点もあるというのも事実であります。様々な形で対策は広く考えていくべきだとは考えております。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

前回専決処分でやった部分に関しましては国の予備費ですので、今回の国の補正予算の議決とは関わりがないというところになります。いずれにしても、この補助金の請求等については今後補正予算の分も含めてどういった対応になるのかというのが出てくると思いますので、それを見ながら対応することになると思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど市長が、手続の問題やいろいろなことがあるのだろうけれども、12月と1月に分けてみたいなのも言ったものだから、もしかして金がなくてどこかからかき集めなければいけないのかなとちょっと思ったものですから、それは大丈夫なのですね。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私が一つの仮定として12月、1月に支払う可能性もあると申し上げたのは、実は予算の歳入の確保が明確になるかどうか、それが支払い日に間に合うかどうかという点で判断をしたところでございます。当然ここの予算を上程するという段階で、議員全員協議会でご説明をした段階で払えるかどうかの確認はしておりますので、支払うことはもちろん当然可能であるということから議案を上程させていただいているということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 金があるかないかの質疑がありましたが、歳計現金というのは国から入る交付税とか補助金、それから職員に払う給与に限られます。歳計外現金は使えないわけです、法的に。何が使えないかというと、市民の住民税とか所得税とか、業者から入った保証金なんかは全く使えないという規則になっていますから、今現金がないわけですから、24日までの間に金を集めることは不可能でしょう。ですから、これは異例中の異例なのですが、一応会計上は財政調整基金なら財政調整基金から3億円を一旦下ろして、来年国から入ってきたら戻すという手続が、私は10万円を払うのは大賛成なのです。ただ、会計手続としては私が今言ったような方法が正しいのではないのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

先ほどお答えしましたが、要は仮に歳入予算450億円、歳出450億円だとして、当然入ってくる時期というのは歳入も歳出も常に一致していて、今がゼロというわけではありません。なので、先に例えば交付税が180億円ぐらいもう満額入っています。だけれども、歳出というのはある程度定期的に出ていくといった中で、常にある程度の金額というものはあります。もし一時的にないということになれば、先ほど言ったように財政調整基金から繰替えしたりというような手続を取ったりいたします。常に歳入歳出というのは同額ですので、基本的に最後にいって不足するということはありません。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 今財政課長が言うことはよく理解しているのです。ただ、例えば180億円の地方交付税が現に入っているから、国から入っている金が存分にあると、その中から使途が違うところへ使ってもいいのだという意見は分かりますが、3億円や5億円の金はいつでもどこでもあるという答弁だったのでしょうか。私はそうではないような気がする。使途が決まっているやつはあまり手をつけてはいけないという財政規律があると思うのですが、違いますか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山榮祐君） ご説明いたします。

確かに今回3億円、3億円、6億円というのは非常に大きなお金です。ですので、そういったものについては概算請求とか国のほうにというところで、最初にお金をある程度もらえるという部分が通例です。今回も先の3億円とかにつきましても、一旦半分程度のお金は入ってくるというようなところは聞いております。なので、そういった部分があれば必ず先に概算請求というところで一定のお金はもらえるというところも踏まえた上で、総体的な部分では余裕があるというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） よく分かりました。ただ、今言ったのは、入るのは来年ですよ、国から。幾ら何でも24日までに入るということはあり得ないわけなので、それはそれでいいのですが、今の答弁はちょっとおかしくて、国から事前に入るから使えるのだというのではなくて、あくまでも歳計現金でやりますよと、国から入っている金の予備があるから、それを使って今回3億円を払いますという答弁が正しいでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、先行給付の5万円につきましては、既に交付申請をさせていただきました。先ほど財政課長から話がありましたように、予備費対応ということになっておりますので、来週の月曜日に入金があるという通知が県を通して参りました。事務費、事業費等々、前回申請した約3億円程度が入金されるという予定になっております。

○議長（佐藤 孝君） この後すぐ委員会のほうに付託という予定になっておりますので、委員会のほうできちんと審査のほうをしていただきたいというふうに思います。質疑については、これで終了させていただきます。

それでは、議案第138号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第138号については、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会審査のため休憩いたします。

午前10時23分 休憩

---

午後 2時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第138号

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。



〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第138号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億1,586万7,000円を追加するものであります。内容は、国の経済対策を受け、子育て世代への支援策として実施する18歳以下の児童1人当たり10万円の臨時特別給付金について、予算計上済みの現金5万円の給付に加え、残りの5万円を合わせて現金10万円を一括給付する経費を増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第138号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月21日午後1時30分から今期定例会最終日の議事を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時32分 散会